

門脇禎二著

## 日本古代共同体の研究

塩沢君夫

編集部から門脇氏の近著『日本古代共同体の研究』の書評を依頼されたとき、私はおひきうけすべきかどうか随分迷った。というのは、門脇氏と私とは共同研究者といつてもいいような親しい間柄であつて、日本の古代社会についてのごく大まかな骨組みについては、私たちの見解はほぼ一致しており、この本が出版され、その体系を世に問うことによつて俎上にのぼっているのは、半分は私自身であるような気持だからである。少くとも、この本を書評するものとして、私が最適任者でないことだけはたしかである。けれども、多少難解のきらいのあるこの本で、門脇氏が真にいわんとするところを、比較的誤解少く紹介することも、私の門脇氏に対する責任の一つだと思つて筆をとつた次第である。

さて、私はさきに、門脇氏と私との間では、日本の古代社会のごく大まかな骨組みがほぼ一致していると書いたが、その骨組みを私はかつてみすぼらしい骨のままで発表したことがある（『古代専制国家の構造』拙著、一九五八年）。門脇氏の今度の本は、この骨に肉

をつけ、美しい衣服さえつけようとしたものである。けれども、この本は正倉院文書所収の八世紀初葉の戸籍計帳の残簡の分析であり、直接には共同体の形態や家族の分析のみが行われており、この共同体や家族を基礎とした古代国家の構造についての氏の構想は、背後にかくされている。しかし、氏自身がいつているように、この書は「共同体の存在とその諸形態や家族形態についてのみ論じるのが目的ではない」（一四九頁）であつて、この書の中には、「日本古代の奴隸制の展開を、それが規制され、あるいは敵対した諸条件を勘案しつつ考察し、ひいては社会構成の史的展開に関する法則について若干の提言を試みたいという意図を含んでいる」（一四九頁）のである。だが、それは背後にかくされている。その背後にかくされた社会構成的な骨組みを、あらかじめ明かにしておいた方が、氏の真意をくみとることが容易のように思うので、私はまず氏が各所に断片的にふれている所から推しはかつて、そのかくされた骨をあえて明るみに出してみることにする。そして、その骨組みこそ私と氏とが一致する点だと信じている。

第五章の山背国出雲郷計帳は、残存する戸籍計帳の中でもつとも先進的な形態とされているが、門脇氏はこの出雲郷の分析の結果から、「八世紀前半における一般的な奴隸制の発達をとく見解」（二〇一頁）を否定し、まだ奴隸制がやつと緒についたばかりだと結論している。そしてそのような段階から「この後の一・二世紀の後の近い時期に果して奴隸制的社会構成に転じたかどうか、きわめて予見したいものがある」（二四四頁）としているように、八・九世紀の時点では、まだ奴隸制的社会構成の社会になつてはいないと

考えていることは明かである。そうだとすれば、日本の八・九世紀頃までの国家を、氏は何と規定しているのであろうか。氏はこれを古代（アジア的）専制国家と規定し、律令体制はその最後の段階とみている。そしてこの古代専制国家の基礎となつてゐるのは、アジアの形態の共同体である。氏のこのような巨視的な規定は私と完全に一致しており、この視角に立つてはじめて、本書の真の意図が明かとなるし、また藤間・石母田氏らの理論に対しても、その部分的な修正ではなく、日本古代全般にわたる体系的な対決となつてゐるということが明かとなるのである。藤間・石母田氏らは、八世紀前葉を「すでに共同体の諸関係を基調にする時代ではなく、家父長制的家内奴隸制の形成が運動法則となつており、『過去において支配的であつた親族共同体』の時代とは異なつてゐる」（五頁）と主張するのであるが、門脇氏が本書を「つらぬいて実証しようとしたことは、八世紀においてもまだアジアの形態の共同体が敷衍しており、この社会の基礎となつてゐるということである。すなわち、第一章から第三章までにおいては、八世紀前葉の畿外および辺境の戸籍を分析し、この時点において、『それぞれの地域的条件と前史的政治過程の影響』（一四九頁）をうけて様々の相違点をもちながらも、その何れの里も、共同体のアジアの形態の諸特徴を具えていることを実証しようとしたものである。また第四章と第五章では、このような共同体の分解の中から生れる日本古代の奴隸制の展開を、やはり戸籍の中から分析し、その過程を「家父長制の発達↓共同体内部における共有奴隸の発生↓共有奴隸の共同体首長の家内奴隸への転化↓家父長制的家内奴隸制の発展」（一七〇頁）という図式として

考え、戸籍分析からえた結論は、「籍帳における首長の奴隸所有形態から、八世紀前半における一般的な奴隸制の発達を説く見解は修正される必要があるだろう」（二〇一頁）として、また奴隸制的社会構成にはなつていないと主張するのである。

門脇氏は以上のような分析をおして、さきにもべたような日本古代の社会構成的な体系を提示し、藤間・石母田氏らの体系と対決しようとするのである。この限りでは私は門脇氏に全く賛成であり、本書の学史的な意味もここにあると思う。

## 二

次に、以上のような結論にいたるまでの門脇氏の分析方法と論証過程についてみると、ここでは私はきわめて多くの疑問をもつてゐる。微細な点は除外して、二・三の重要な問題のみをとりあげることにする。

まず第一に疑問とすることは、家族と共同体との形態を分析する方法、つまり本書全般を「つらぬく基本的な方法論についてであるが、この分析にみられる生理的血縁関係万能主義とでもいうようなものである。もつと具体的にいえば、家族内部の血縁的結合紐帯の内容や広狭によつて、その家族の性格（たとえば家内奴隸制制であるか世帯共同体的であるか、先進的な形態であるか後進的な形態であるかというような）や、共同体の関係の存否や、土地所有の形態や家父長制の発展程度や、農業経営規模などをすべて説明しようとする態度であり、これが本書の論理的構成の基軸となつてゐるのである。この点を二・三例示してみよう。

④ まず門脇氏の戸籍分析は家族形態の分析だけといつてもよいのであるが、氏はその家族成員の血縁的結合紐帯から、直ちに共同体が存在していると結論するのであつて、これはあまりに乱暴である。すなわち、氏は房戸主が郷戸主の従父兄弟・兄弟・従子・伯父である場合が多いことを指摘した上で、「従父兄弟姉妹や甥・姪が家族構造に重要な役割をもつてくるのはブナルア婚家族の段階であり、そうした段階から母系制氏族共同体が発生してくる」(七頁)というモルガンの公式を参照して、「基本的には父系制に移行しているとはいへ、少くとも氏族共同体との関連を見失わないように検証してゆく視角を必要とするのではないか」(八頁)というのである。家族成員の血縁的結合紐帯のあり方が、従父兄弟や兄弟・従子などであると、なぜ共同体が存在しているといえるのかという点についての説明は、このモルガンの公式以外にはどこにも見当らない。これが血縁万能主義の第一である。

⑤ 次に土地所有形態について、氏は「宅園地についてようやく私的占有の萌芽がみとめられ」(三五頁)た段階であつて、勿論耕地の所有主体は共同体自身だと結論するのであるが、そのように規定する根拠としては、世帯共同体ではなく家父長制的世帯共同体だから私的占有が存在するということと、「郷戸自身の自立的血縁結合のあり方からみて、…郷戸自身の私的所有権はきわめて実現しにくい」(三五頁)というような説明しかしていない。家族内の血縁的結合関係からすぐに土地所有形態を推測するという強引な方法であり、土地所有形態の分析になつていない。

⑥ 次に門脇氏は、郷戸の形態が、家父長的世帯共同体のA型↓

B型↓C型↓単婚家族という順序で発展してゆくというシエーマをたて、これにもとずいて、A型よりC型の方が先進的な家族だとか、またA型の多い共同体よりもC型や単婚家族の多い共同体の方がすすんでいるというような分析を行つている。そして、このように世帯共同体を構成する血縁者の血縁的結合紐帯が次第にせまくなることをもつて、氏は家父長制が進行する過程とみている。たとえば、「世帯共同体の血縁紐帯が従父兄弟から兄弟へと、同一世代の血縁的結合紐帯の枠を狭めてゆくのは、戸主を中心とする血縁範囲の縮小であり、それが端緒的な家父長制発展の方向としてあらわれたと思われる」(一五三頁)というような個所がそれを示している。しかし、このように血縁の枠がせまくなることだけで家父長制の発展を証明することができるであろうか。家族成員がどのような血縁者によつて構成されているかということと家父長制とは、本来何の關係もない。石母田氏や藤間氏以来家父長制の展開をみるための手段となつたのは、主戸の房戸に対する強大化とか、奴婢や従属的な非血縁者の所有とか、戸主と他の家族員との間の差別的な夫婦同居制などであつたが、門脇氏の方法が、これらに新しい指標としてつけ加わつたとは思えない。もし門脇氏のシエーマが正しいとするならば、共同体の中の有力戸こそが先進的な家族形態、つまり単婚家族とかC型であつてしかるべきなのであるが、事實はむしろ逆であることは氏自身が指摘している通りである。すなわち、肩々里の国造大庭や川辺里の肥君猪平のような共同体の首長も家族形態としては里内でもとくに後進的な形態ということになるし、丁里の支配者である丁勝姓の戸も有力戸だが家族形態は古いB型ということだし、春部

里の単婚家族は部姓戸にのみ成立して国造族の方がかえつて単婚家族が成立しないで後進的な家族形態となつてゐる、出雲郷でも単婚家族は家内奴隸制家族の形成にとりのこされたような零細戸にみられる。このようにみると、門脇氏のシエーマによる先進・後進という断定にうたがいを感ぜざるをえない。

これと関連して、氏の単婚家族に対する評価にも賛成できない。氏は川辺里の単婚家族を、「わが国における単婚家族成立の端緒的形態」(一一〇頁)として重視しているが、氏自身がついてゐるように、当初の段階では、寄口をもたなければ単婚家族が自立できないのである。問題は一定の生産力水準にささえられた協業規模と経営方法であつて、血縁関係ではないのである。単婚小家族のみで自立しうるような段階は、わが国では十六世紀をまたねばならないことを想起すれば、非血縁者(たとえば寄口)を包含して一定の協業規模をととのえた家族の中から血縁親だけの血縁関係が単婚家族的であるということ指摘することに、一体どれだけの意味があるであろうか。一定の協業規模をととのえることができないで、単婚家族のみで構成された小家族があつたら、それは自立しえない破片的な家族であつて、先進的とはいえないであらう。

③ 次は農業経営の単位の問題であるが、氏によると、この経営単位も血縁の結合紐帯が決定しているかの如くに説かれてゐる。すなわち、氏は「大島郷の構成単位は家父長的世帯共同体であり、それが内包する小世帯(房戸)の自立性はみとめられない」(一一頁)と房戸単位説を批判するのであるが、その小世帯の自立性がないことの証明を次の三点で行つてゐる。第一は、「房戸主が主房戸の戸

主の従父兄弟や伯父・従子(甥)および兄弟という血縁関係によつて結合されてゐるのであつて、房戸は個々別々に孤立あるいは独立してゐるのではない。多少とも房戸を独立的存在ないし基本的社会結合として考えようとしたことは、明かにあやまりであつた」(一二頁)ということ。第二は、房戸の構造をみると単婚家族が非常に少いということ。そして第三に、農業経営面から、古島氏がかつて小経営を主張する根拠となつた直まき、穂首刈りなどの技術は、考古学の成果からみて、もはや七・八世紀には存在せず、田植・根刈り・鉄製農具などが普及してゐたということ。以上の三点が門脇氏の郷戸単位説の主な理由である。

この中の第三点からみると、古島氏が小経営と結びつけた農業技術を七・八世紀の時点では存在しないと主張するのであるから、従来の房戸単位説の批判にはなつてゐる。だが、すでに鉄製農具や田植や根刈りが普及してゐるような技術水準では、経営規模や経営形態はどのようなものになるのかという点についての説明が行われてゐない。氏は当時の経営主体は家父長的世帯共同体自身だといふのであるが(三〇頁)、そのような郷戸くらしいの大きさの経営単位と前述の農業技術とが、どのように結びつくのかという説明がなければ、積極的な郷戸単位説にはならない。

このように考えると、郷戸を経営主体だと積極的に主張する根拠は、第一と第二の理由しかないことになるのであるが、この第一と第二の理由は、まさに血縁万能主義であつて、房戸主が戸主の従父兄弟や従子・兄弟であつたら、なぜ自立できないのか、また、房戸が単婚家族なら自立的といえるのか、というような点について、説

得力ある説明をしてくれないければ、房戸單位説を否定する何らの根拠ともなりえないのではなからうか。

なお、ついでながら、農業技術については、八世紀にはすでに鉄製農具も一般に普及していたような高い技術水準だとする主張は（二七頁）、鉄製農具が「貴族に賜物として与えられるような段階であつたから、一般共同体員がそれを自由に入手できるような条件はなお十分ではなかつた」（一九二頁）という氏自身の指摘と矛盾するように思うことをつけ加えておく。

以上の諸点が血縁万能主義の主要な点である。

### 三

次に門脇氏の奴隸制や奴隸の発生過程についての問題点に入ろう。氏が第五章で山背国出雲郷の計帳を分析し、ここでも「共同体の奴隸的分解の発端を示していた」（一九四頁）とし、奴隸制社会の形成をこれより後に考えようとしている点には全く賛成である。そこで問題はそれ以前の、つまり古代アジアの専制国家の内部に存在する奴隸をどうみるかということになる。

氏はまず奴隸の発生原因について、「奴隸の供給源は諸共同体内部に発生するもの以外はほとんどみとめることができない」（一六七頁）として、共同体内部における犯罪発生説を主張している。そうして、この奴隸の発生から奴隸制の展開については、「共同体内部における家父長制の発達↓共同体内部における共有奴隸の発生↓共有奴隸の共同体首長の家内奴隸への転化↓家父長制的家内奴隸制の発展」（一七〇頁）というシエーマをたてている。

ここで問題となるのは、第一に、奴隸の発生原因を主として犯罪者に求めていることと、第二に、アジアの形態の共同体内部に共有奴隸が存在するのは、家内奴隸制が展開する前段階の、したがつてアジア的な共同体としてはその末期の、いわば過渡的段階とみているらしいことである。まず、第一の点についてみると、「地域的小専制君主の奴隸については、征服・被征服といった発生原因は考えられない」（一六三頁）とか、「国内における征服戦争の結果、被征服者が奴隸になつたという考えも、四世紀から七世紀に大規模な征服戦争の展開を証明しなければ、到底成立しがたい」（一六六頁）としているところからわかるように、氏は共同体相互間の階級分化にもとづく種々の形態の共同体相互間のごく小規模な征服・被征服関係の結果発生する貢納奴隸の存在をほとんど無視しているように思う。しかし、このような小規模な征服・被征服関係（それは時には武力による戦争という形をとらなくてもよい）のつみ重ねなしには、「地域的小専制君主」の支配圏も形成されないし、専制国家体制も生れはしないのである。私はアジアの専制国家内部にみられる奴隸は、このようないわば共同体外部からの発生を主たるものと考え、内部において共同体員の奴隸への転落ということは原則として生じないとみている。つまり、奴隸はまず共同体外部から貢納というような原因で生れ、共同体内部において共同体員が奴隸と奴隸所有者とへ分解することは、古典古代社会においてはじめて展開すると考える。

門脇氏はこのような外部発生の貢納奴隸（その共同体内部における所有形態は原則として共有奴隸）を無視し、内部発生にのみとらわれるから、共有奴隸が発生しているような段階は、家内奴隸制へ

の過渡的段階とみななければならなくなる。これが第二の問題点である。すなわち、「アジア的形態の共同体内部の家父長制の発展にもとづく端緒的な階級分化と個別経営の発達とは、直ちに家内奴隸制をひき出したのではないだろうか。家内奴隸制の形成に先立つてそういう一時期を考へたい」（一六二頁）といっているところからわかるように、共有奴隸が内部から発生してくるような共同体は、奴隸制の方向へ一定の変質をよげたもの、したがってアジア的形態としてはその解体期の段階ということになるようである。だが、アジアの古代専制國家の形成は、ごく小規模な共同体相互間の征服・支配隷屬關係の積み重ねによらなければならぬのであつて、この共同体相互間の支配關係はつねに貢納奴隸を発生させる条件をもっている。したがつて、このような奴隸は、古代専制國家の成立過程の、そもそものはじめから存在するのであつて、古代奴隸制社會（東洋では家内奴隸制を基礎とする）の形成に先立つ、過渡的な一時期などでは決してないのである。

#### 四

ここまで書いていたら、もう与えられた紙数がなくなつた。問題はまだまだたくさん残つていたのであるが、もうしめくくりをしなければならぬ。

私はこれまで門脇氏に対する反論に多くの紙数をつかいすぎたきらいがある。しかし、本書が学界にきわめて多くの問題を提起し、寄与するところも多いことをみとめていないわけではない。私自身、

本書に教えられた点がきわめて多い。とくに、部民制についての分析が光つていふように思う。限られた戸籍残簡の中から、部民設定の諸形態や諸時期を見事にえがき出したことは、部民制研究の新しい水準を示している。また、この外にも、本書の中には、理論的な要請に支えられたすばらしい着想が随所に展開されている。たとえば、戸籍の中で共同体の首長と思われる戸が集中的に所有する奴婢を、氏は「本質的には共同体の共有奴隸だと思ふ。県主としてこの家は、伝統的に神祭その他に、共有奴隸を用いてきたのであると思われる」（六六頁）とする見解とか、部民の設定について、「部民はそれぞれの地域の統一的首長に諸種の貢納が課せられ、設定の実際はその地域的統一圏の首長が行なつたものとみられる」と（六七頁）いふような見解は、理論を背景とした見事な思ひつきであつて、私もそのように考へたい。ただ、これらのすばらしい着想に対する論証がほとんど全くなされていふのは、まことに残念である。しかし、資料的の制約があるので、論証の不充分さを責めるよりも、それは今後の課題として、むしろあたらしい問題視角を提起したものであるとして、その着想のよさを高く評価すべきものと思ふ。

門脇氏との親しさに安んじて、反論ばかりをならべて、過大の要求をしてきたような気がする。しかし、どんなに反論をならべても本書の価値がいささかも下るものではないことを私は知つてゐる。本書の価値を誰よりも高くみとめてゐるのは、私自身だと信じてゐるからである。石母田・藤間氏らの理論体系に代るあたらしい体系の完成にむかつて、今後とも氏と協力してゆきたいと思つてゐる。

（A5判二四七頁 昭和三五年七月東京大学出版会刊 四八〇円）